

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定の行政評価等の結果の公表)

第2条 第5条に規定する行政評価以外の行政評価及び外郭団体経営評価（以下「特定の行政評価等」という。）については、条例第17条第1項の規定による行政評価等の結果の公表は、インターネットの利用、情報公開コーナーにおける閲覧その他の適当な方法によって行うものとする。

(特定の行政評価等の市民の意見申出)

第3条 特定の行政評価等については、条例第18条第1項の規定による市民の意見申出の方法は、次に掲げる方法によって受け付けるものとする。

- (1) 各行政評価等の所管課への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便の利用
- (3) ファクシミリ装置の利用
- (4) 電子メールの利用
- (5) その他各行政評価等の所管局長が必要と認める方法

(特定の行政評価等について各行政評価等の所管局長が定める事項)

第4条 特定の行政評価等については、条例及び規則の施行に関し必要な事項は、各行政評価等の所管局長が定める。

(特定の行政評価等以外の行政評価について所管局長が定める事項)

第5条 交通局長は条例第9条第2号に掲げる交通事業に関する行政評価について、上下水道局長は条例第9条第3号に掲げる上下水道事業に関する行政評価について、教育長は条例第9条第4号に掲げる別に定める学校の教育活動に関する行政評価について、それぞれ次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 条例第11条に規定する委員会の組織、招集、議事、庶務及び補則
- (2) 条例第17条第1項に規定する行政評価等の結果の公表の方法
- (3) 条例第18条第1項に規定する市民の意見申出の方法
- (4) その他条例及び規則の施行に関し必要な事項

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。